平成２７年（フ）第３３号
三重県いなべ市北勢町飯倉773番地８
債務者　平野　繁久
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
三重県三重郡菰野町大字菰野1660番地17
債務者　橋田　　一
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
京都市伏見区納所北城堀10番地36
債務者　東　　悦也
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
京都府宇治市神明石塚54番地の202
債務者　ビューティーサロンティファニーこと
藤原　禮子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
奈良市恋の窪１丁目２番16―202号
債務者　横田　正充
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号
奈良県大和高田市三和町２番18―807号　エスリード高田駅前、前住所奈良県桜井市大字大福405番地の３
債務者　宮城　盛博
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
鳥取県境港市小篠津町5849番地１　向日葵202、前住所鳥取県境港市末広町45番地
債務者　松本洋一こと　魏　　洋一
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２２号
鳥取県境港市上道町3362番地　チェリーブロッサム205号
債務者　松本春子こと　權　　又善
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３１号
愛媛県新居浜市大生院８番地の２、前住所愛媛県新居浜市庄内町４丁目５番18号
債務者　阿部　雄次
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第５号
愛媛県今治市朝倉下甲290番地１
債務者　南條津多雄
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第６９号
宮崎市元宮町６番９号　陽光マンション404号
債務者　坂本富士子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７３号
宮崎市大字小松1478番地14　田村コーポ102号、前住所宮崎市大字有田365番地１
債務者　川崎　しか
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７４号
宮崎市大字本郷南方3207番地　市営住宅227棟21号、前住所宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅100棟６号
債務者　田中　弘輝
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７９号
宮崎市大字恒久6686番地
債務者　清川　**英**治
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８０号
宮崎市大字恒久6686番地
債務者　清川紀代美
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１０号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区22棟404号
債務者　桑田　久義
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２４号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番16号　101号シティハイムサンライズ
債務者　松本　和洋
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部